

近畿都市学会報

第194号

2016年6月10日

近畿都市学会

近畿都市学会・連絡先

■近畿都市学会暫定事務局への移転のお知らせ

大阪府立大学研究室が利用できなくなりましたので下記の間、下記オフィスへ暫定事務局を置きます。この期間のお問い合わせ等は下記にお願いいたします。

【期間】2016年2月24日(水)～2016年7月3日予定の総会までの期間

【郵便物等宛先住所】〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2-600 大阪駅前第2ビル6階 大阪市立大学大学院創造都市研究科内小長谷研究室気付 近畿都市学会暫定事務局
090-4649-2590

info@kintoshi.org (変更無し)

会費納入先: ゆうちょ銀行 振替口座

00990-7-86235 近畿都市学会

※ゆうちょ以外の金融機関からは下記で送金できます。

ゆうちょ銀行 ○九九店 (ゼロキユウキユウ店)

当座 0086235 キンキトシカ`ツカイ

■近畿都市学会編集委員会 宛先

(原稿等はすべてこちらにお願いします)

〒530-0001

大阪市北区梅田1-2-2-600

大阪駅前第2ビル6階

大阪市立大学大学院 創造都市研究科内

近畿都市学会 編集委員会

(担当) 副編集長: 小長谷一之

> 電話: 090-4649-2590

> ファックス: 072-721-0064

> Eメール: konagaya@zc4.so-net.ne.jp

1. 2016(平成28)年度春季大会のお知らせ(確定)

近畿都市学会の2016年度春季大会は、以下のようにおこないます。

【日時】2016年7月3日(日)

【会場】神戸学院大学 有瀬キャンパス(=> [地図および詳細は最終ページ](#))

〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518 Tel.078-974-1551(代表)

(ルート1) JR神戸線「明石駅」下車=> JR神戸線「明石駅」北側バス停「北1番」のりばから、神姫バス「神戸学院大学方面行」に乗車し、「神戸学院大学」下車。

(ルート2) 神戸市営地下鉄「伊川谷駅」下車=> 「伊川谷駅」駅前バス停「4番」のりばから神姫バス「神戸学院大学経由明石駅行」に乗車し、「神戸学院大学」下車。

詳しくは、大学HP => <http://www.kobegakuin.ac.jp/access/arise.html>

【プログラム】(確定)

1) (11時～11時30分) 会計監査

2) (11時30分～12時30分) 理事会・評議員会 (15号館151C講義室)

3) (12時40分～13時20分) 総会 (15号館151M講義室)

4) (13時20分～13時30分) 開会挨拶

近畿都市学会会長 碓井照子

5) (13時30分～14時30分) 特別講演 (15号館151M講義室)

「明舞団地再生への取組」谷川順彦氏

(兵庫県県土整備部 住宅建築局 明舞団地再生担当)

6) (14時40分～17時20分) 一般研究報告 (15号館151M・151I講義室)

(要旨は2ページ目から)

[101]「奈良市旧市街地北部で2013年8月に発生した水害について」

杵渕有紀子(奈良大学・院)

[102]「奈良県南部地域の観光の現状と課題」

－地域イメージと観光価値の視点から－

大和里美(奈良県立大学)

[103]「着地型観光の現状と課題」

小川雅司(羽衣国際大学)

[104]「固定価格買い取り制度を利用する発電主体の現状」

－太陽光(2,000kw以上)、風力、水力、地熱及びバイオマスについて－

加勢田光博(大阪市立大学・院)

[105]「1990年以降の兵庫県の都市における農業の変化」

－都市農業振興基本法の施行をふまえて－

石原肇(大阪産業大学)

[106]「Omotenasiの継承」

－花街・京都北上七軒の元女将の語りを中心に－

中原逸郎(京都楓錦会)

7)(18時20分～)懇親会(会場:美酒佳肴きよし)会費5,000円

II. 近畿都市学会理事会等のご報告

近畿都市学会2016年度第2回理事会は、日時:2016年5月16日(月)に大阪市立大学文化交流センター談話室(大阪駅前第2ビル6階)で開催され、事務局改革、新体制案と新年度役員案、2016年度春季大会(神戸学院大)、日本都市学会賞の応募、以下の「新しい都市学を考える」シンポジウムへの対応等を検討しました。

III. 日本都市学会第63回大会(中部担当、岡崎市で開催予定)のお知らせ

日本都市学会第63回大会(2016年度)は、中部都市学会が担当し、2016年10月28日(金)・29日(土)・30日(日)に、愛知県岡崎市(予定会場は岡崎市図書館交流プラザ(りぶら))において、「地方創生と観光まちづくり」をテーマに開催する予定です。会日は28日のエクスカッション(岡崎城エリア)から始まります。詳細はホームページで追って連絡してまいります。学会員の皆様はスケジュールの調整をよろしくお願いいたします。くわしくは、日本都市学会ホームページ <http://www.toshigaku.org/> をご覧下さい。ふるってご参加ください。

IV. 「新しい都市学を考える」プロジェクトのシンポジウムにつきまして

戸所前会長時より提案されておりました「新しい都市学を考える」プロジェクトにつき岡崎大会の最終日に特別セッションをもうけることになっております。このプロジェクトについては、山田前会長時代に各支部担当者を選出し、小長谷常任理事で対応しておりましたが、近畿としては、直近において「総合的都市学」を考えた会員の共同業績成果である近畿都市学会編『都市構造と都市政策』(山田浩之編集委員長)の内容をもとに「都市構造と都市政策」(松澤俊雄・小長谷一之)として連名で発表をすることとなりました。

V. 近畿都市学会 2016(平成28)年度春季大会研究発表要旨

[101] 「奈良市旧市街地北部で 2013 年 8 月に発生した水害について」

杵淵有紀子（奈良大学大学院文学研究科院生）

日本では近年、局地的な大雨が増加し、都市部での水害が問題になっている。宅地開発や道路面積の増加により、地中への雨水の浸透が低下しており、そのため豪雨になると、雨水が排水路や河川に流れ込む。排水が追いつかない場合には雨水があふれて低地に湛水し、道路の冠水、住宅や地下空間の浸水、ライフラインの麻痺などの被害を生んでいる。

本研究では奈良市にて 2013 年 8 月に起きた局地的大雨の被害状況を調べ、内水氾濫が起きた奈良市旧市街地北部における、豪雨による被害の状況とその要因を検討することを目的とする。

8 月 5 日に奈良県北部では午後から大気の様子が不安定になり、局地的に雷を伴った大雨となった。奈良地方気象台によれば、奈良にて 1 時間に 58.0mm の雨を観測し、10 分間に最大 27mm と非常に激しい雨となった。それによって奈良市旧市街地北部にて床上浸水 7 戸、床下浸水 25 戸の被害があり、道路冠水や地下駐車場の浸水もみられた。本調査では聞き取り調査によって浸水範囲、排水路の氾濫箇所と雨水の流路の方向の裏づけを行い、5mDEM（数値標高モデル）によって微地形とともに地図上に重ね合わせ表示し、水害の発生要因を考察した。

被害地域となった奈良市旧市街地北部は三条通から北、佐保川沿いの氾濫原低地に宅地化された地域である。東側は東大寺が位置する丘陵地であり、奈良公園が位置する南側は川沿いの被害地域より 10m ほど高くなっており、そのためこれら二方向から雨水が流れ込んできた。丘陵から流れてくる吉城川は住宅地に入ると暗渠になっており、吉城川と佐保川の合流地点は周囲よりもさらに低く、雨水が集まる地点になっている。さらに佐保川につながる排水路は狭く、聞き取りによれば、ごみがたまりがちで排水が悪く、これまでもたびたび氾濫していたとのことである。住宅地内では雨水枦が設置されているが、こちらでもごみが詰まっているため排水が悪いとのことだった。これらのことから雨水が集まりやすい地形と排水能力の限界が内水氾濫を起こす原因となっていることが明らかになった。

また、この地域での内水氾濫が発生するもう一つの要因として宅地の地盤高の高さがある。奈良市の中心地域は第二次世界大戦の空襲を免れたため、伝統的な町屋づくりの住宅が多く残っている。水害の被災地域である佐保川沿いは歴史景観保存地区には指定されていないため、ほとんどが現代的な新しい住宅に立て替わっているが、伝統的な家屋も少なからず残っている。床上浸水をした家屋は、一部を除いてそうした古い住宅である。古い住宅は道路と敷地の高さが同等、もしくは低くなっているため、雨水が流れ込みやすい。また、周囲の新しい住宅は若干の嵩上げをしてあるために、古い住宅が周囲より低くなってしまふことで、周辺の雨水を集める結果となり、床上浸水が発生してしまうことが推測される。よって最近の住宅は水害に対応しているが、戦前の住宅は水害に弱く、また、盛土された宅地が周囲に影響を及ぼしている可能性があることが確認された。

[102] 「奈良県南部地域の観光の現状と課題

－地域イメージと観光価値の視点から－

大和里美（奈良県立大学 地域創造学部 准教授）

吉野郡 3 町 8 村（大淀町、吉野町、下市町、野迫川村、黒滝村、天川村、十津川村、東吉野村、川上村、上北山村、下北山村）と五條市から成る奈良県南部地域（以下、南部地域）は、奈良県の 64% の面積を占め古くから林業で栄えた地域であるが、近年は主要産業

である林業の衰退もあって人口減少と高齢化が進んでいる。このような状況の中で、地域に賑わいを取り戻し、雇用創出を図るために観光振興に取り組む自治体が増えているが、平成 26 年の観光客数は 395 万人と奈良県全体の 10.4%に過ぎず、十分な集客に至っていないのが現状である。

観光のような無形のサービスは、有形財のように购买前に実際に手に取って試してみたりすることができないため、肯定的なイメージを構築することが事業の成功を左右する。観光とイメージに関する先行研究においても、イメージが消費者の観光動機に働きかけ、観光地選択の際の重要なファクターとなること、観光前だけでなく観光後の満足や再来訪意向に影響を与えることが指摘されている。

そこで、地域イメージと観光の価値という視点から南部地域の観光振興における課題について考察するため、平成 27 年 11 月に JR 奈良駅周辺で消費者を対象とした面接によるアンケート調査を実施した。調査では、イメージを中心に観光スポットの認知や観光客増加に必要と思われる事項などについての質問を行い 205 の回答を得た。

南部地域のイメージについては、「山」、「木」、「川」などを含め「自然」に関する回答が多く、必ずしもイメージが悪いわけではなかったが、「交通・利便性」、「過疎・高齢化」や「水害・災害」などに関してネガティブなイメージも見られ、平成 23 年の台風 12 号による紀伊半島大水害が未だ南部地域のイメージに影響を与えていることがわかった。「イメージなし」、「わからない」、「無回答」という明確な地域イメージが確立されていないと思われる回答が 1 割近くあったことは、ネガティブなイメージ以上に問題と思われる。

またイメージと他の変数との関連について分析したところ、訪問経験や観光地に関する知識や観光の経験がイメージの規定因となっていた。具体的には、①訪問経験が有る人の方が、イメージが豊富でポジティブなイメージを持つ、②観光地を多く知っている人ほどポジティブなイメージを持つ、③多くの観光地を訪れている人ほど豊富でポジティブなイメージを持つ、という結果になった。

観光の価値は、自然環境など動物と共有する「身体的価値」と人間だけが価値を認めることができる「精神的価値」に大別でき、他の地域と区別し特別な意味を持つのは精神的価値であるが、シンボルイメージの回答からは、身体的価値に基づくイメージが強く、他の地域と差別化するような精神的価値に基づくイメージが弱いことがわかった。

[103] 「着地型観光の現状と課題」

小川雅司（羽衣国際大学 現代社会学部 准教授）

国土交通省が 2005 年に設置した「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する検討委員会」において、着地型観光の発想は生まれた。着地型観光とは、観光客を受け入れる「地域」が主導となり、旅行商品を造成するもので、地域の観光対象を熟知し、様々な関係者と密接な連携のとれる自治体や地域住民、NPO、地元観光事業者などが中心となる観光形態である。地域に深く関わる主体が担い手となり、大手旅行会社が気付かないような地域の観光対象を発掘・活用し、テーマ性や地域性の高い個性ある旅行商品を提供することで、着地型観光は地域の活性化や振興に寄与すると考えられている。

さて、着地型観光は 2007 年に旅行業法の施行規則が変更されたこともあって、その後、着実に市場規模を拡大している。観光庁の「着地型旅行市場現状調査報告」によると、着地型観光の推定市場規模（売上高：2011 年度時点）は 331 億円程度であり、そのなかでも、観光協会や NPO・NGO 法人が運営する売り上げが最も伸びている。また、特徴としては、文化観光（伝統文化・現代文化の見学体験）が産業観光（工場見学・歴史的遺構の見

学)と並んで参加率が高く、運営者自身が人気があると考えているヘルスツーリズム(心身の癒し健康回復など)やグリーンツーリズム(農村などの体験)はそれほどでもない。とはいえ、満足度や料金についてみると、運営者が考えている以上に利用者の満足度は高く、また、料金についても、運営者が思うほど、利用者は高いとは思っていない。このように、着地型観光は一定の評価を得ており、今後の展開が大いに期待できる。

しかしながら、地域の活性化や振興からみると、着地型観光には、いくつかの課題もある。たとえば、採算面で大きな課題があり、マスツーリズム的な発想が強く残っていると言わざるを得ない。着地型観光が持つ性格を考慮すると小規模であることが望ましく、この規模では、旅行会社は着地型観光を積極的に展開しにくい。無理に展開しようとする、旅行会社の都合が最優先され、地域の価値が旅行会社に搾取されるであろう。したがって、前述したように、着地型観光の担い手は地域住民などであることが望ましいが、実際は日常生活の慣れもあって、意外に地域の魅力に気づいていないことがある。その結果、まちを歩く観光客を不思議な目で見たり、時には自虐的な言う地域住民も少なくない。

そこで、近年人気のある「まち歩き」を他地域からの観光客に地域の魅力を伝える手段として位置づけるのではなく、地域住民に対する1つの地域教育と考えたい。観光客と言うと、他の国や地域からの来訪者に目が行きがちである。これまで、わが国の多くの地域において、観光は主として観光事業者と観光客、観光対象の管理主体(行政や観光協会などの公的機関)の三者で構成され、地域住民との接点は極めて希薄であった。着地型観光が地域の活性化や振興に寄与するためには、まずは地域住民を観光客と位置づけ、自らの地域を熟知した地域住民を育成する視点が必要である。

[104]「固定価格買取制度を利用する発電主体の現状

－太陽光(2,000kw以上)、風力、水力、地熱及びバイオマスについて－ 加勢田光博(大阪市立大学大学院創造都市研究院院生)

1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(通称「FIT法」)が全面的に2012年7月1日施行され、電力の固定価格買取制度が導入され約4年が経過した。この間、固定価格買取制度により、再生可能エネルギー(以下「再エネ」とする)の導入量が飛躍的に増えており、この制度には大きな効果があった。もっとも、再エネにかかる政策は、現在も改正が繰り返され、未だ途上にある。2016年2月には、同法の大規模な改正案が閣議決定され、国会に提出されている。

現状の再エネ発電には、地域コミュニティの育成の観点から、2つ論点があると考えられる。一つは、地域コミュニティを担う主体の問題である。ドイツでは、地域住民によるエネルギー協同組合等が発電を行い、地域コミュニティの一部となっている。これに対して、日本では、地域コミュニティが主体となった発電事業が普及しているといえるのであろうか。もう一つは、都市と地域の公平の問題である。再エネは、地域の資源を利用して発電を行うものであり、その利益の多くを、都市部の外部の者が得ることは、地域コミュニティの育成や公平の観点から問題がある。

それらの問題を解決していくためには、まず、固定価格買取制度の発電主体の現状を明らかにする必要があるところ、この現状について、確実なデータを基に論じたものは、調べた範囲ではなかった。そこで、国の保有するデータを基に、固定価格買取制度を利用して発電主体の現状について明らかにしたものが今回の報告である。

2 ①太陽光(2,000kw以上)では、株式会社が71%、合同会社が22%、都道府県3%、

市町村 1%となっている。これらについて、6大都市のある都道府県に本社等の所在地のある割合（以下「都市部の割合」とする。）をみると約 46%であった。

②風力（20kw 未満）では、株式会社が 57%、有限会社 3%、個人が 40%となっている。風力（20kw 以上）は、株式会社 73%、市町村 15%、都道府県 4%となっている。都市部の割合は、それぞれ、約 14%、30%であった。

③水力（200kw 未満）は、都道府県 42%、市町村 26%、土地改良区 22%、株式会社 21%、個人 9%である。水力（200kw 以上 1,000kw 未満）では、株式会社 30%、都道府県 26%、土地改良区 17%、市町村 12%、国 10%となっている。水力（1,000kw 以上 30,000kw 未満）では、株式会社 44%、都道府県 39%、国 8%、土地改良区 8%となっている。都市部の割合は、それぞれ 21, 23, 24%であった。

なお、④地熱発電（15,000kw 未満）は、株式会社 76%、合同会社 24%となっている。都市部の割合は 18%であった。

⑤バイオマス（一般廃棄物・木質以外）は、市町村 42%、一部事務組合 31%、株式会社 22%である。都市部の割合は、14%であった。

[105] 「1990 年以降の兵庫県の都市における農業の変化 —都市農業振興基本法の施行をふまえて— 石原肇（大阪産業大学）」

都市農業・農地は、環境保全や防災、教育等の多面的機能を有することから、都市において極めて重要なものとなっている。このため、2015 年 4 月 16 日に第 189 回通常国会において「都市農業振興基本法」が議員立法により成立し、同年 4 月 22 日に公布された。

石原（2015）は、今後、同法第 13 条に基づき地方公共団体が「土地利用計画」を策定することとなるが、この計画が今後の都市農地を保全していく上での鍵を握るものと推察している。坂本（2015）は、参議院の立法担当者として、意見の部分は個人の見解としつつ、第 13 条に基づく「必要な施策」は都市計画等の土地利用に関する制度における都市農業の位置付けの見直しを含むものであり、本法において極めて重要な意義を有する施策であるとしている。

そこで、本報告では、地方公共団体が今後策定する「土地利用計画」のあるべき姿について検討を行う上で必要な基礎資料を得るため、日本の三大都市圏の一つである近畿圏を構成する府県の一つである兵庫県を対象とし、1990 年から 2010 年までの都市における農業の変化の地域特性を把握することを目的とする。

研究対象地域は、兵庫県の神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市および猪名川町の 8 市 1 町とする。この理由は、兵庫県の中で生産緑地法の適用を受ける特定市はこれら 8 市であること、兵庫県の行政計画において神戸市は神戸地域として、また神戸市を除く 7 市 1 町は全てが阪神地域として一体的に扱われていることからである。なお、1995 年農業センサスの地域類型においては 8 市全てが都市的地域とされ、猪名川町は中間農業地域とされている。各データについては、以下のとおり収集を行っている。経営耕地面積、農家数、作付面積等については、1990 年、2000 年、2010 年の世界農林業センサスのデータを使用している。市街化区域内農地面積、生産緑地地区面積については、兵庫県のデータを用いている。これらの情報を図あるいは表にすることで、1990 年以降の兵庫県の都市における農業の変化を把握する。

兵庫県の本研究対象地域における農地面積の推移をみると、1990 年に約 8,825ha であったが、2000 年には約 7,706ha、2010 年には約 6,721ha と減少している。その内訳をみると、

田は 1990 年に約 7,959ha、2000 年に約 6,851ha、2010 年に約 5,962ha、畑は 1990 年に約 518ha、2000 年に約 478ha、2010 年に約 417ha、樹園地は 1990 年に約 348ha、2000 年に約 277ha、2010 年に約 342ha となっている。兵庫県の本研究対象地域においては、田の減少のみならず、収益性の高い野菜栽培が行われるような畑についても田と同程度の減少が認められる。なお、他のデータについては、発表時に示し、兵庫県における今後の都市農業の課題について述べる。

〔106〕「Omotenashi の継承－花街・京都北野上軒の元女将の語りを中心に－」 中原逸郎（京都楓錦会）

本発表は京都の北野上七軒（京都市上京区、以下上七軒）の聞き取りを通じ都市化の視点から、「Omotenashi(おもてなし)」(もてなしと同義、接待の意) 世界の変遷を捉えることを目標とする。

2020 年の東京オリンピック候補地選挙以降、Omotenashi は流行語化した。Omotenashi は京阪では一般でも使われる接遇や接待のことであるが、隆盛を極めた大阪、神戸の花街が消滅した今、京都花街の Omotenashi が注目を集めると筆者はみる。

京都の五花街のうち、上七軒はお茶屋が 9 軒、芸舞妓数が 28 人で規模は小さいが、戦後は西洋音楽を取り入れた新作舞踊を披露する等、創造的な芸を発信してきた。花街の成員の異動が激しい中、代々お茶屋業に携わってきた元女将 A の聞き取りを中心に、花街内の日常生活の変化を社会の変化に繋げ、京都の都市化過程の一側面を明らかにしたい。

上七軒は京都の北西にあり、菅原道真(845-903)を祀る北野天満宮門前の真盛、社家長屋、鳥居前の三町が領域とされる。ただし、戦後は鳥居前町にはお茶屋が確認できない。伝説では上七軒は足利将軍の庇護を受け、豊臣秀吉(1537-1598)からお茶屋営業の特権を与えられたとされる。足利将軍や秀吉が与えた特権に関わる文書は調査中であるが、江戸時代から天満宮に関わる様々な行事に参加してきたと思われる。

上七軒の芸の独自性は繊維業である西陣地区(上京区)の旦那の芸に対する旺盛な需要に支えられた。西陣の盛んな昭和 40 年代(1965~)までは芸妓の着物や草履まで顧客が面倒をみることがこの地域のパトロンージュの特色であったという。

A は上七軒のお茶屋を若くして継いだ。お茶屋の入り口には幕末ごろついたと思われる刀傷も残っていたという。A は京都のお茶屋は「一見(いちげん)さんお断り制度」と呼ばれる、顧客との以心伝心の関係を重要視する社会であるという。

A によると昭和 30 年代(1955~年代)は朝から宴会があり、顧客も適当に花代を付けとけと言って帰る鷹揚な人が多かった。電話が普及する以前は、花街では芸妓の客待ち情報を符号で書いた空き書きで知らせた。A も検番に出向き、空き書きを入手したという。

A は昭和 40 年代(1965)になると、お茶屋を改装し喫茶店を出した。京都では生活心情の変化の中で、人々は古い家を嫌い町家が壊された。歴史的な建造物であるお茶屋が文化財に指定されると改装もままならないので、廃業したという。A は 2007 年には、貸駐車場を設けた。上七軒には、たくさんの機屋が昭和 40 年代まではあったが、次々に駐車場に変わったという。モータリゼーションへの普及は、京都の一花街にも確実に押し寄せていた。

A は自らのことを「おせっかい」と呼ぶ。元女将として、戦前戦後を受け継がれた花街の美意識である Omotenashi の心を何とか後世に伝えていきたいという気持ちの表れであろう。

VI. 2016（平成28）年度春季大会会場（神戸学院大学有瀬キャンパス） 地図

有瀬キャンパス 〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬 518 Tel.078-974-1551(代表) ★詳細は大学HP=><http://www.kobegakuin.ac.jp/access/arise.html>



（ルート1）JR神戸線「明石駅」下車=>JR神戸線「明石駅」北側バス停「北1番」のりばから、神姫バス「神戸学院大学方面行」に乗車し、「神戸学院大学」下車。

（ルート2）神戸市営地下鉄「伊川谷駅」下車=>「伊川谷駅」駅前バス停「4番」のりばから神姫バス「神戸学院大学経由明石駅行」に乗車し、「神戸学院大学」下車。

（ルート3）JR神戸線「朝霧駅」下車（新神戸から約39分、三宮から約28分）=>JR神戸線「朝霧駅」北側バス停のりばから神姫バス「神戸学院大学行」に乗車し、「神戸学院大学」下車（運行本数が少ないため、発車時間をご確認ください。所要時間約10分）。

（ルート4）山陽新幹線「西明石駅」より車で20分。

（ルート5）直通バス。「三宮（阪神三宮東口）」から快速バス「神戸学院大学有瀬キャンパス方面行」に乗車し、「神戸学院大学（KAC）」または「神戸学院大学口」下車。

Arise Campus

海と山にはさまれた自然環境に恵まれたロケーション。

機能的かつ遊び心のあるキャンパスは、

いつも活気でいっぱいです。

※マップ内の青丸の番号をクリックすると詳細をご覧になれます

